

# 学校給食用物資納入業者登録制度

## 登録申請の手引き(令和6・7年度)

学校給食用物資の供給契約を希望する者の登録を行います。

### 1 登録の資格要件

次の全てを満たすものとします。

- (1)学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2)学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有し、不測の事態において誠実かつ迅速に対応できること。
- (3)食品衛生法に基づく許可・届出を要する者については、食品衛生責任者を設置し、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (4)随時の立ち入り検査等を行う場合は、速やかに応じることができること。
- (5)次のいずれにも該当していない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しない者  
(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札への参加資格がない者

ウ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等との関係を有しており、教育委員会が不適格であると認める者

### 2 登録の流れ

- (1)説明会にて、申請書類を配付します。

改めて申請書類が必要な場合は、さいたま市ホームページからダウンロードしてください(説明会全日程終了後、令和5年10月20日より掲載予定)。ホームページからのダウンロードが困難な場合は、健康教育課学校給食係窓口及び各学校から受け取ってください。

- (2)『さいたま市学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書(様式第1号)』に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付し、健康教育課学校給食係(さいたま市役所第二別館1階)へ持参又は郵送により提出してください。
- (3)健康教育課学校給食係は、提出書類を受領後、書類の内容を審査します。不明な点があれば、業者様に電話等で確認することがあります。また、明白かつ軽微な誤字・脱字等のご連絡せずに修正させていただきますので、御了承ください。
- (4)審査の結果については、令和5年12月中旬頃に郵送にて通知いたします。

※申請の手続きにあたっては、誤りや記入漏れがないよう注意してください。

申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消することがあります。

### 3 取扱給食用物資及び配送地区

#### (1) 取扱給食用物資

区分番号	区分名	代表的な商品例
1	主食	米飯、パン、精白米、麺類 など
2	穀類	小麦粉、片栗粉、スパゲティ など
3	食肉類	牛肉、豚肉、鶏肉、ハム、ベーコン など
4	調味料	しょうゆ、みそ、砂糖、塩、ポークブイヨン、ソース、酒 など
5	缶詰類	水産缶詰、果実缶詰、野菜缶詰、畜産缶詰、調理缶詰 など
6	海産物類	けずり節、かつお節、昆布、ひじき など
7	野菜果物類	野菜類、いも類、きのこ類、果物類 など
8	油脂類	バター、サラダ油、ゴマ油、オリーブ油 など
9	乳製品類	調理用牛乳、調理用チーズ、脱脂粉乳、生クリーム など
10	冷凍加工食品類	コーン(冷凍)、ほうれん草(冷凍)、冷凍みかん、フライなどの加工品 など
11	魚介類	鮮魚(切身、開き、角切 など)、冷凍の魚、かまぼこ、ちくわ など
12	乾物類	干ししいたけ、切干し大根、乾燥野菜、乾燥昆布、乾燥寒天、乾燥ひじき、春雨、ごま、大豆、いんげん豆、いり大豆 など
13	豆腐類	豆腐、油揚げ、厚揚げ、焼き豆腐、がんもどき、高野豆腐、納豆、豆乳 など
14	こんにゃく	こんにゃく、しらたき など
15	その他	鶏卵、デザート類 など

(2) 配送地区

配送地区等名称	校数	配送先
西区	15	指扇小学校、馬宮東小学校、馬宮西小学校、植水小学校、大宮西小学校、栄小学校、宮前小学校、指扇北小学校、指扇中学校、馬宮中学校、大宮西中学校、宮前中学校、植水中学校、土屋中学校、ひまわり特別支援学校※ <sup>1</sup>
北区	14	東大成小学校、日進小学校、日進北小学校、宮原小学校、植竹小学校、大砂土小学校、大宮別所小学校、泰平小学校、つばさ小学校、日進中学校、宮原中学校、植竹中学校、泰平中学校、土呂中学校
大宮区	17	大宮小学校、大宮東小学校、大宮南小学校、大宮北小学校、桜木小学校、三橋小学校、大成小学校、芝川小学校、上小小学校、大宮東中学校、大宮南中学校、大宮北中学校、桜木中学校、三橋中学校、大成中学校、第二東中学校、大宮国際中等教育学校
見沼区	18	大砂土東小学校、見沼小学校、片柳小学校、七里小学校、春岡小学校、蓮沼小学校、大谷小学校、島小学校、東宮下小学校、海老沼小学校、春野小学校、大砂土中学校、片柳中学校、春里中学校、七里中学校、大谷中学校、大宮八幡中学校、春野中学校
中央区	12	与野本町小学校、上落合小学校、大戸小学校、下落合小学校、与野西北小学校、鈴谷小学校、与野八幡小学校、与野南小学校、与野東中学校、与野西中学校、与野南中学校、八王子中学校
桜区	12	土合小学校、大久保小学校、栄和小学校、田島小学校、大久保東小学校、新開小学校、神田小学校、中島小学校、土合中学校、大久保中学校、田島中学校、上大久保中学校
浦和区	17	高砂小学校、常盤小学校、木崎小学校、仲本小学校、本太小学校、北浦和小学校、仲町小学校、上木崎小学校、岸町小学校、針ヶ谷小学校、大東小学校、常盤北小学校、常盤中学校、木崎中学校、本太中学校、大原中学校、浦和中学校
南区	20	谷田小学校、南浦和小学校、浦和別所小学校、大谷場小学校、大谷場東小学校、西浦和小学校、辻小学校、文蔵小学校、沼影小学校、大谷口小学校、浦和大里小学校、善前小学校、向小学校、辻南小学校、岸中学校、南浦和中学校、白幡中学校、(大谷場中学校)※ <sup>2</sup> 、(大谷口中学校)※ <sup>2</sup> 、内谷中学校
緑区	18	三室小学校、尾間木小学校、原山小学校、大門小学校、野田小学校、道祖土小学校、中尾小学校、大牧小学校、芝原小学校、美園小学校、美園北小学校、原山中学校、東浦和中学校、美園中学校、三室中学校、尾間木中学校、美園南中学校、さくら草特別支援学校
岩槻区	22	岩槻小学校、太田小学校、川通小学校、柏崎小学校、和土小学校、新和小学校、慈恩寺小学校、河合小学校、東岩槻小学校、城北小学校、徳力小学校、上里小学校、西原小学校、城南小学校、岩槻中学校、川通中学校、城南中学校、慈恩寺中学校、城北中学校、桜山中学校、柏陽中学校、西原中学校
学校給食センター	1	給食センター

備考 ※1 ひまわり学園調理場と共有している学校

※2 ( )内は、調理場を同敷地内の小学校と共有している学校

#### 4 提出書類

提出書類は法人と個人で共通です。営業所ごとに各一部ずつ御用意ください。

提出書類	備考
申請書 様式第1号	さいたま市学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書 (所定の様式をお使いください)
添付書類	例：会社概要、パンフレットの写し等 (任意様式)
業務経歴書・供給ルートのわかる書類	
営業許可証の写し	食品衛生法に基づく営業許可を要する事業者のみ提出してください。各学校及び学校給食センターに給食用物資を納入する食材に係るすべての許可証の写しを提出してください。
食品衛生責任者資格者証の写し	食品衛生法に基づく営業の届出を要する事業者のみ提出してください。

#### \* 食品衛生法に基づく許可を要する業種について

学校給食用物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主なものは、以下の業種となります。

- ・食肉販売業 ・魚介類販売業 ・豆腐製造業 ・麺類製造業
- ・水産製品製造業 ・食肉製品製造業 等

#### 5 申請期間

令和5年10月23日(月)から令和5年11月24日(金)まで(必着)

※午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)に、持参又は郵送により提出してください。

※審査の結果については、郵送にて12月中旬頃に通知いたします。

#### 6 郵送先・問い合わせ先

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所第二別館1階

さいたま市 教育委員会事務局 健康教育課 学校給食係 公会計担当

電話：048-829-1591 FAX：048-829-1990

## 7 登録者の取扱い

登録が認められた方は、「令和6・7年度さいたま市学校給食用物資納入業者登録名簿」に登載されます。業者登録名簿は、さいたま市教育委員会健康教育課から各学校・学校給食センターに提供されます。

名簿に登録された方は、さいたま市が発注する学校給食用物供給契約に係る業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご了承ください。

なお、契約に係る見積品等の提供に要する費用は、見積者の負担となります。

学校給食用物資の発注は、さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及びさいたま市学校給食センターが行います。

## 8 名簿の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

※随時申請の場合は名簿登載日から令和8年3月31日まで

## 9 登録内容の変更について(随時申請)

名簿登載後、登録内容に変更が生じたときは、『さいたま市学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書』を改めて提出してください。当初申請申込した際の添付書類に変更が生じた場合には、変更が生じた書類の写しも合わせて提出してください。

## 10 登録の廃止について(随時申請)

名簿登載後、営業を廃止若しくは休止するときは、事前に『さいたま市学校給食用物資納入業者登録廃止届(様式第2号)』に必要事項を記入し、速やかに健康教育課学校給食係に提出してください。

## 11 登録の取り消しについて

以下のいずれかに該当する場合は、登録名簿から登録を抹消する場合があります。

- (1)登録の資格要件を満たしていない場合
- (2)さいたま市学校給食用物資納入業者登録廃止届の提出があった場合
- (3)登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (4)申請書の誓約内容を遵守することができない場合
- (5)その他学校給食の運営に著しく適正を欠くと認められる場合

## 12 登録の更新について

登録期間満了後も学校給食用物資の納入を希望する業者は、有効期間終了前に改めて登録申請が必要となりますので、ご注意ください。なお、次期の登録申請に関する情報については、令和7年度にさいたま市ホームページ等でお知らせする予定です。

## 様式第1号 さいたま市学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書の記入方法

- ・手書きの場合は、黒色のペン又はボールペンで記入してください。
- ・訂正の場合は、訂正箇所に二重線を引き、上部に修正後の内容を記入の上、使用印を押印してください。修正液・修正テープ・砂消し等は使用しないでください。
- ・書類上部にある年月日は、申請書を提出する日を記入してください。

### 1 申請者

- (1)「所在地又は住所」、「商号又は名称」、「代表者職・氏名」、「連絡先」等を鮮明に記入してください。※ゴム印を使用しても構いません。
- (2)個人の方は、代表者の職名は記入不要です。
- (3)「商号又は名称」、「代表者職・氏名」にフリガナを記入してください。※ゴム印を使用した場合も、フリガナを記入(役職名は不要)してください。
- (4)「連絡先」は、日中連絡の取れる番号を記入してください。
- (5)「使用印」は、見積書、契約書及び請求書において使用する印鑑を鮮明に押印してください。ただし、法人・個人の特定できる印鑑とします。

### 2 事業及び施設概要

- (1)(法人) 「開業年月日」は、法人設立届出書の「設立年月日」  
(個人) 「開業年月日」は、個人事業の開業・廃業等届出書の「開業・廃業等日」
- (2)(法人) 「従業員」は、申請書提出時点での「従業員数」  
(個人) 「従業員」は、申請書提出時点での「従業員数」

### 3 取扱給食用物資

- (1)登録を希望する区分名の右の欄に、○を記入してください。※複数選択可
- (2)取扱給食用物資の区分に制限はありませんが、自ら配送できる範囲で申請してください。

### 4 配送可能地区・学校

- (1)登録を希望する「配送可能地区」に○を記入してください。※複数選択可
- (2)「市内全区」は、市内全てが配送可能な場合になります。
- (3)「特定の学校」に○をつけた場合、【学校名】も記入してください。

### 5 食品衛生法に基づく営業許可・届出有無

該当する項目に○を記入し、必要に応じて「業種」、「許可番号」を記入してください。